

養育支援訪問事業と子どもを守る 地域ネットワーク

～浜松市における子ども虐待防止に向けた
取り組み～

浜松市こども家庭部
子育て支援課 鈴木勝子



2009年 2月23日







浜松市の紹介



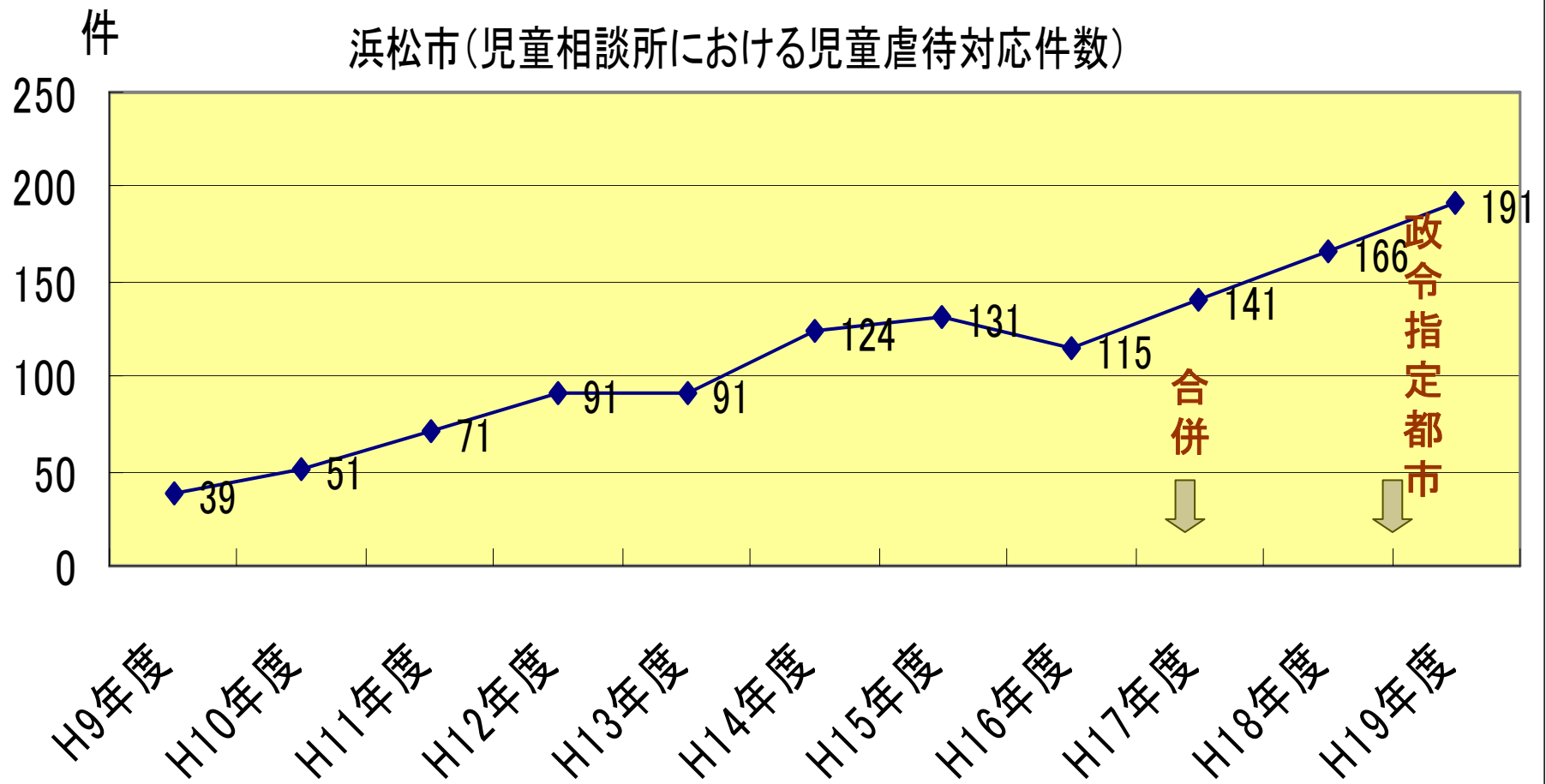
浜松市は、北は赤石山系、東は天竜川、南は遠州灘、西は浜名湖と異なる自然環境に囲まれている

- ◇面積：1,511.17km²（全国2位）
- ◇人口：825,810人　　361,716世帯
- ◇児童数：135,408人　（2008年10月1日現在）
- ◇年間出生数：7,512人　（2007年1～12月）
- ◇合計特殊出生率：1.50（2007年度）
- ◇2005年7月1日に12市町村が合併
- ◇2007年4月1日に政令指定都市　7区

浜松市の児童虐待 に関する組織



児童虐待対応件数



浜松市-児童虐待 対策の取り組み



- 1 要保護児童対策地域協議会 ★★★
- 2 児童虐待死亡事故防止プロジェクト ★★★
- 3 育児支援家庭訪問員 ★★★
- 4 エンゼルヘルパー派遣事業 ☆★
- 5 子育て短期入所事業 ★★
- 6 こんにちは赤ちゃん訪問 ☆★
- 7 子育ての会 ★★
- 8 10代の母親のための子育て教室 ★☆

要保護児童対策地域協議会★★★



協議会（代表者会議）

市で1箇所設置。子育て支援課が開催。年2回開催

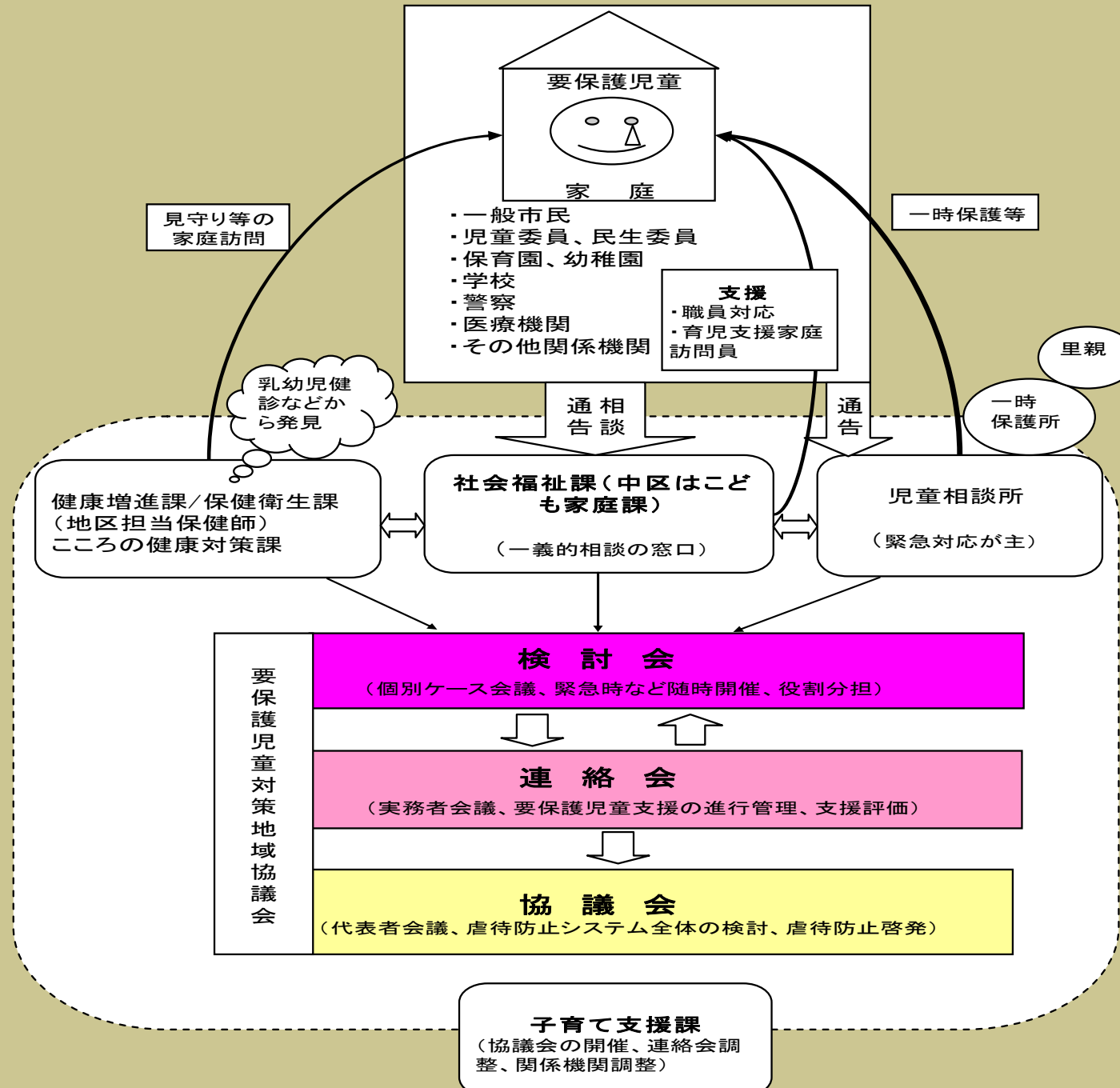
連絡会（実務者会議）

7区で毎月開催。ケースが多い区は月2回開催
社会福祉課（家庭児童相談室）が開催

検討会（ケース会議）

各区の社会福祉課（家庭児童相談室）または児童相談
所が開催：主担当が声をかける

要保護児童の対応



協議会(代表者会議)



- 1 設置:浜松市要保護児童対策地域協議会設置要綱
- 2 主管課:子育て支援課
- 3 構成員(34人+行政職員)

児童福祉関係(里親会、民生委員代表、県西部児相)

児童福祉施設関係(児童養護施設2、乳児院、知的障害児施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設)

医療関係(医師会5団体、歯科医師会5団体)

教育関係(公民幼稚園・保育園代表、小中校長代表)

警察司法関係(警察署5か所、弁護士会)

人権擁護関係(法務局、人権擁護委員)

行政関係(児童相談所、子育て支援課、次世代育成課、保育課、健康増進課、こころの健康対策課、教育委員会指導課)

協議会（代表者会議）



4 開催回数：年2回

5 これまで取り上げた議題

- ・浜松市における要保護児童の現状

（区役所家庭児童相談室・児童相談所の児童虐待対応件数、実務者会議とケース会議報告、死亡事例検証委員会報告）

- ・浜松市の児童虐待防止に関する事業報告

（庁内の通告先周知、庁内の体制整備について、庁内児童虐待防止マニュアルについて、児童虐待死亡事故防止対策の取り組みについて）

- ・法改正

- ・意見交換

連絡会(実務者会議)



- 1 設置: 浜松市要保護児童対策地域協議会設置要綱
- 2 主管課: 各区社会福祉課(家庭児童相談室)
- 3 構成員
 - 社会福祉課(家庭児童相談室): 事務局
 - 浜松市子育て支援課
 - 浜松市児童相談所
 - 浜松市教育委員会指導課担当者、(小中学校教諭※)
 - 区保健衛生課(地域保健担当保健師、精神保健担当)
 - 区保育所担当者(幼稚園、保育園園長※)
 - 区生徒指導主任・主事代表者

※は随時

連絡会（実務者会議）



4 開催回数：各区月1～2回

5 内容：ケースの進行管理

- 新規ケースの概要、主担当、担当、役割の確認。
- ケースの情報共有、今後の介入方法と各機関の役割確認、ケース会議の有無、格付、確認月を決定する。
- 介入困難ケースを整理する。

連絡会(実務者会議)



6 準備

14日前:① 各機関に開催日・開催場所確認メール

② 月の進行管理様式を児童相談所、保健衛生課
(精神担当、保健師総括)へ、ハイネス(職員の有線
ネットワーク環境)で一括送信する。

7日前:各機関(児童相談所、保健衛生課)からハイネスにて
進行管理月までの経過を入力した様式が返信

3日前:① 各機関(児童相談所、保健衛生課)から新規
ケースの資料提出。資料は検討会提案票、ジェノグラ
ム、リスクアセスメント票の3点とする。不明な点を各機
関に確認する。

前日: ① 要保護児童連絡会の次第・配布資料の準備。

連絡会（実務者会議）



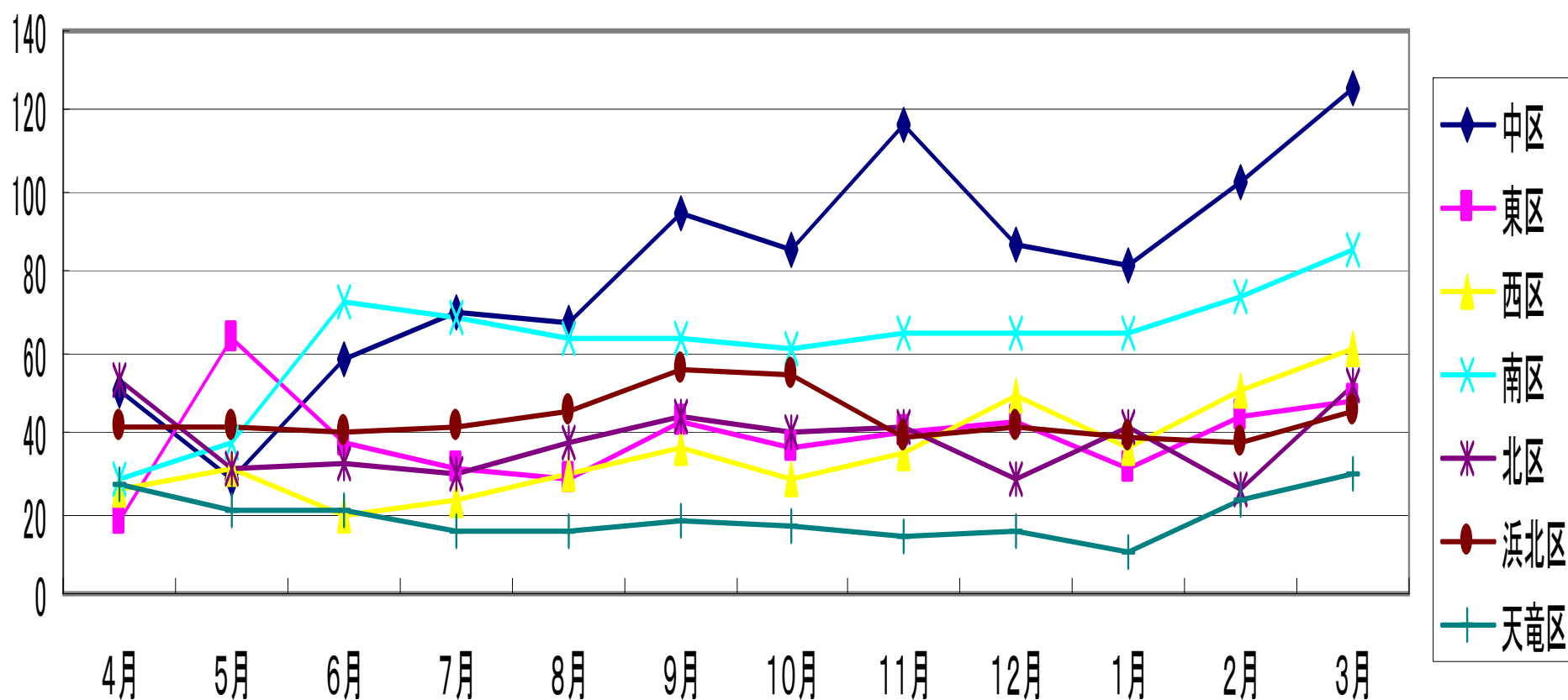
7 会議終了後

- ① 協議した内容（介入方法の補足、ケース会議の有無、格付、確認月）を管理票シートに入力。次回進行管理実施月にマークを入れ、変更箇所を修正する。
- ② 進行管理実施月から次回進行管理されるケースを選出し、次月の連絡会様式を準備しシートを作成する。
- ③ 新規ケースの児童記録票、検討会提案票、ジェノグラム、リスクアセスメント票、ケース会議録追加を行う。
- ④ 次回の進行管理月までにケース会議を実施するケースについては参加機関と連絡調整を図る。

連絡会(実務者会議)



人 平成19年度 連絡会(実務者会議)で進行管理した要保護児童件数推移



検討会(ケース会議)



- 1 設置: 浜松市要保護児童対策地域協議会設置要綱
- 2 主管課: 各区社会福祉課(家庭児童相談室)
- 3 構成員
 - 社会福祉課(家庭児童相談室): 事務局
 - 浜松市児童相談所: 事務局
 - 区保健衛生課(地域保健担当保健師、精神保健担当※)
 - 幼稚園、保育園、小中学校教諭※
 - 育児支援家庭訪問員※
 - 医療機関※
 - その他必要とされる機関(者) ※は必要に応じて出席を求める

主担当が
開催する

検討会(ケース会議)



4 開催回数:各区で開催

5 内容

- ・提出理由の確認、虐待事実の確認、関係機関の関わり状況と問題点確認、

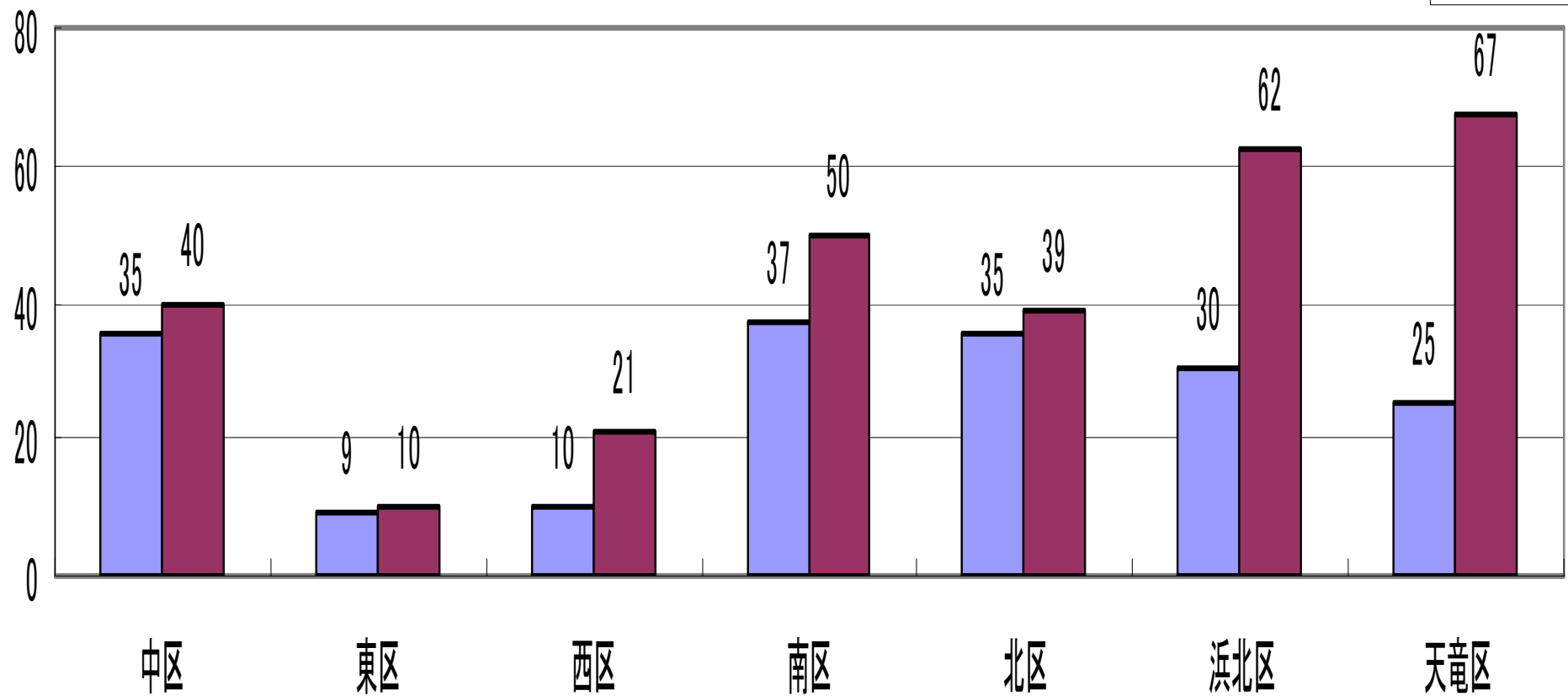
緊急介入の判断、関係機関の役割分担、調査格付、支援格付等

検討会(ケース会議)



平成19年度 検討会(ケース会議)開催件数

■実 ■延



児童虐待死亡事故防止 プロジェクト ★★★



◇プロジェクト

平成16年・18年に児童虐待死亡事故が起きたことから、行政の関係機関が共通の危機意識を持ち、虐待の早期発見、早期対応ができるよう、関係機関の長によるプロジェクトチームを設置

◇ワーキング

プロジェクトの下部組織として担当者と構成
《H20年度の主な取り組み》

- ①連絡会用の進行管理票検討部会
- ②H21版児童虐待庁内対応マニュアル作成

育児支援家庭訪問員★★★

～研修内容 H20年度～



5月21日	市の母子保健、子育て施策の概要、 育児支援家庭訪問事業の概要	子育て支援課
7月16日	市の児童虐待の状況 対人援助技術（傾聴・共感・受容）	児童相談所
9月17日	乳幼児の発達と発育について 訪問事例の共有と支援の検討	子育て支援課 家庭児童相談室
11月16日	マタニティブルー・産後うつ病の基礎 知識と対応	精神保健福祉セ ンター医師
1月29日	離乳食実習と沐浴実習	栄養士 助産師
3月11日	今年度のまとめ	子育て支援課



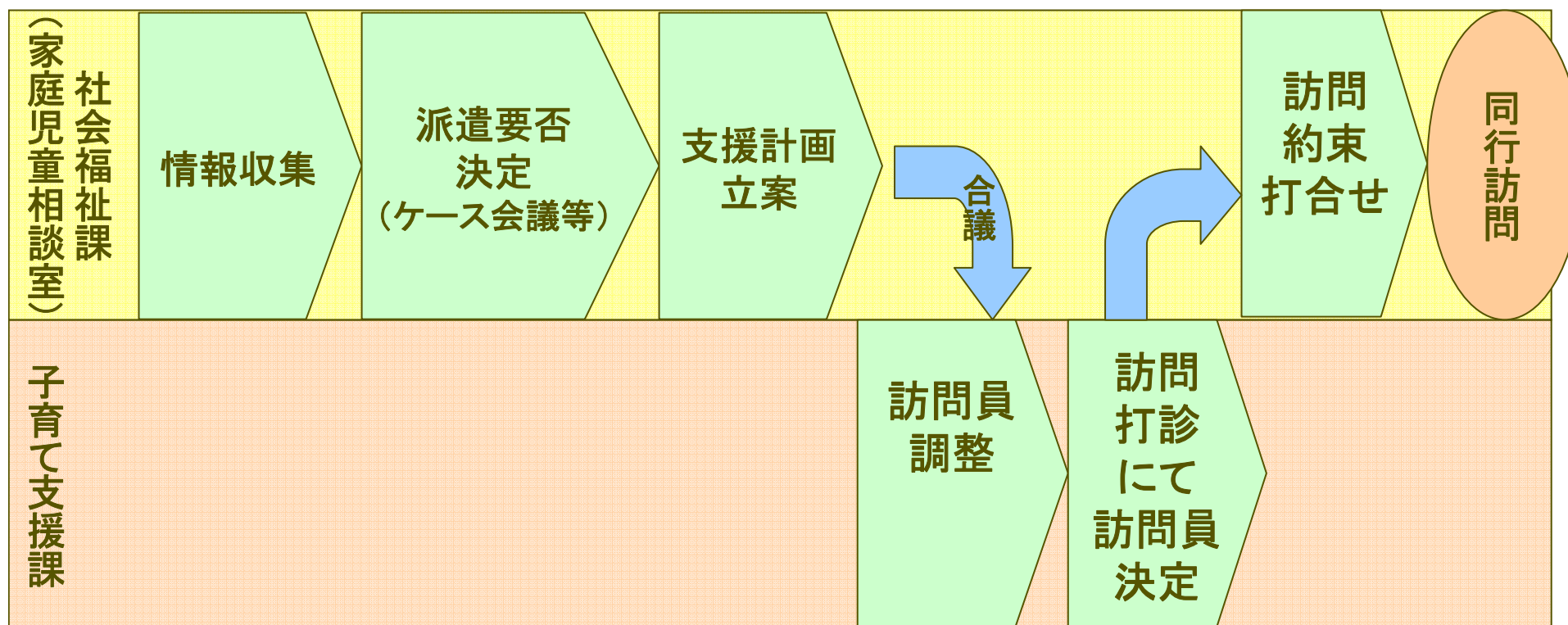


育児支援家庭訪問員★★★



項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度 4～12月
登録訪問員数	14名	27名	35名
支援対象者世帯数	5世帯	26世帯	26世帯
延べ派遣訪問員数	25名	46名	41名
延べ訪問回数	78回	273回	334回
延べ訪問時間数	154時間	530時間	594時間

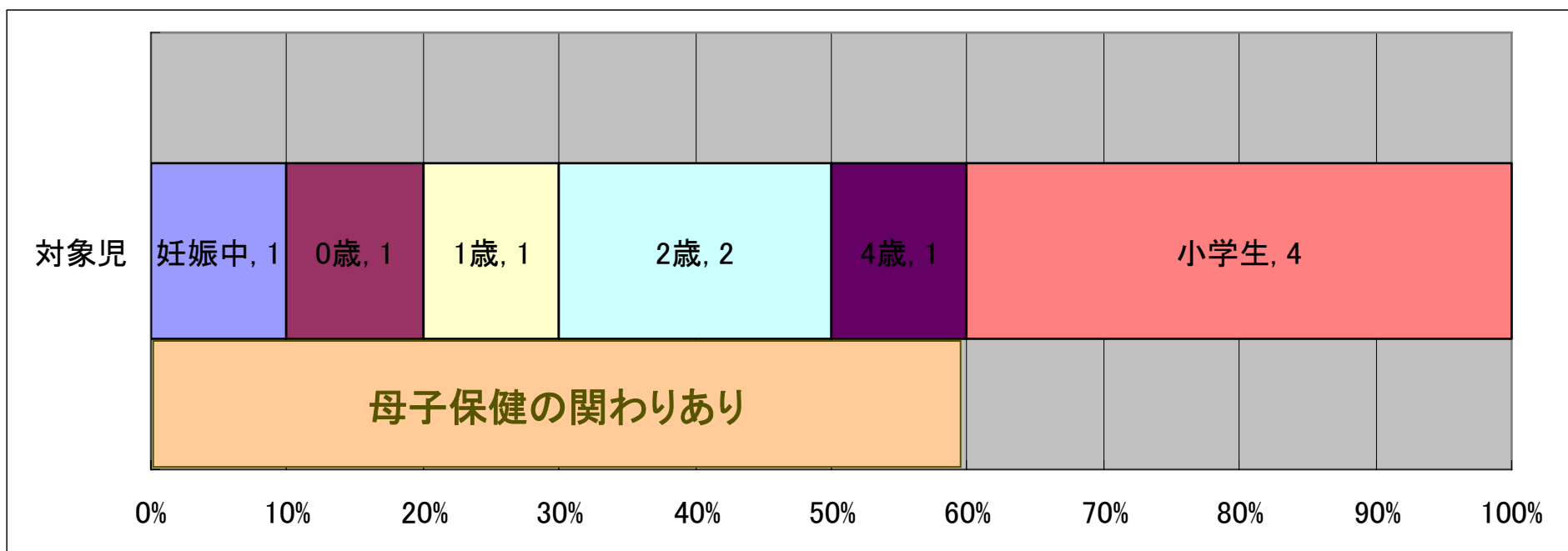
育児支援家庭訪問員★★★ 訪問導入までの流れ



育児支援家庭訪問員★★★



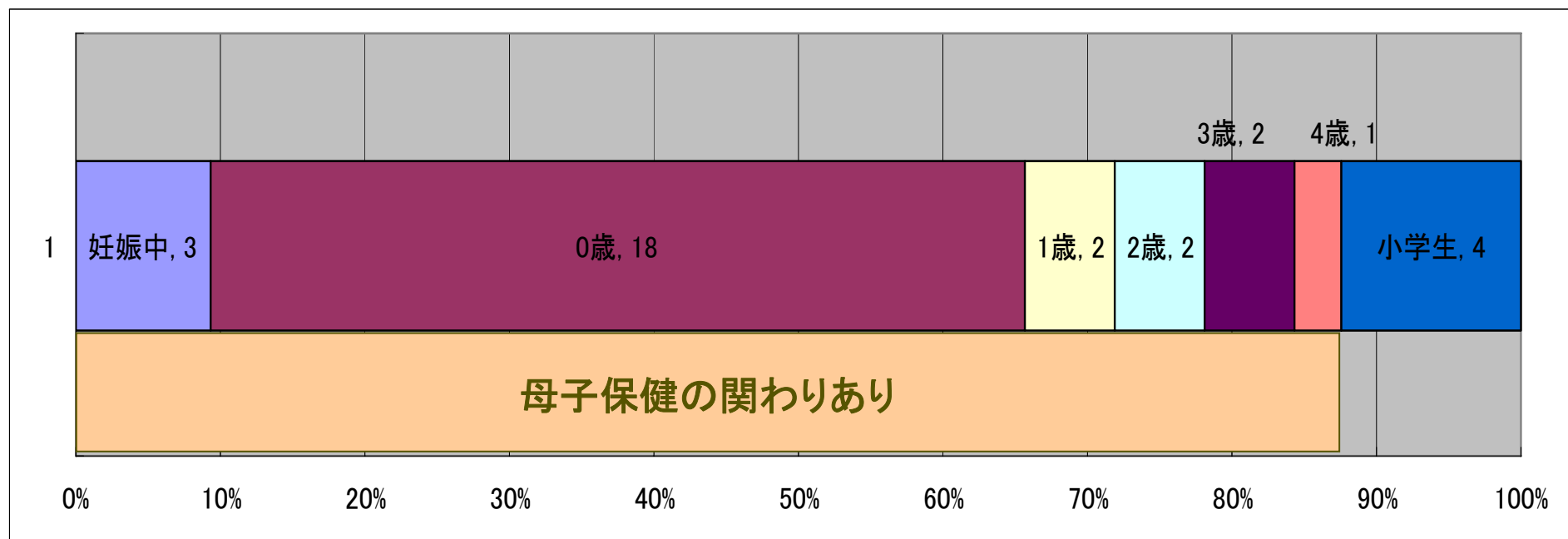
事業初年度(平成18年度)の導入対象児年齢と母子保健の関わり



育児支援家庭訪問員★★★



事業2年目(平成19年度)の導入対象児年齢と母子保健の関わり

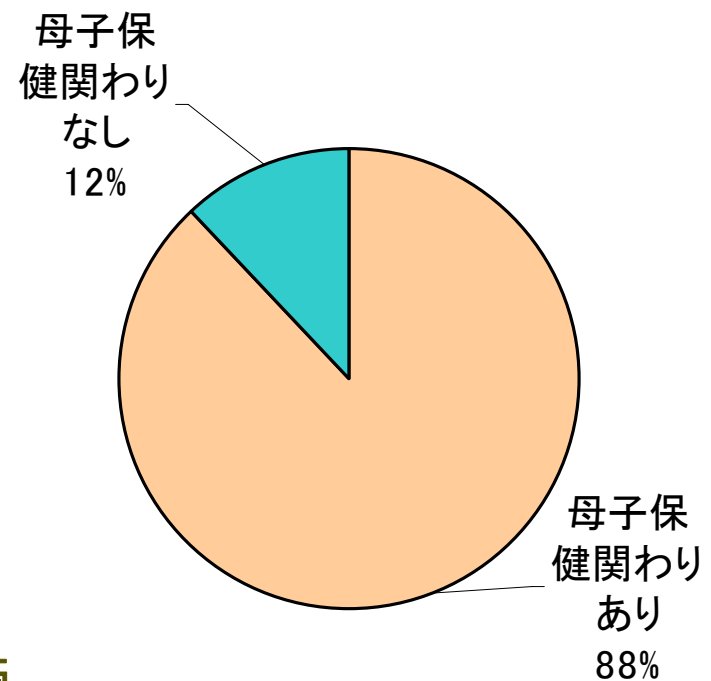
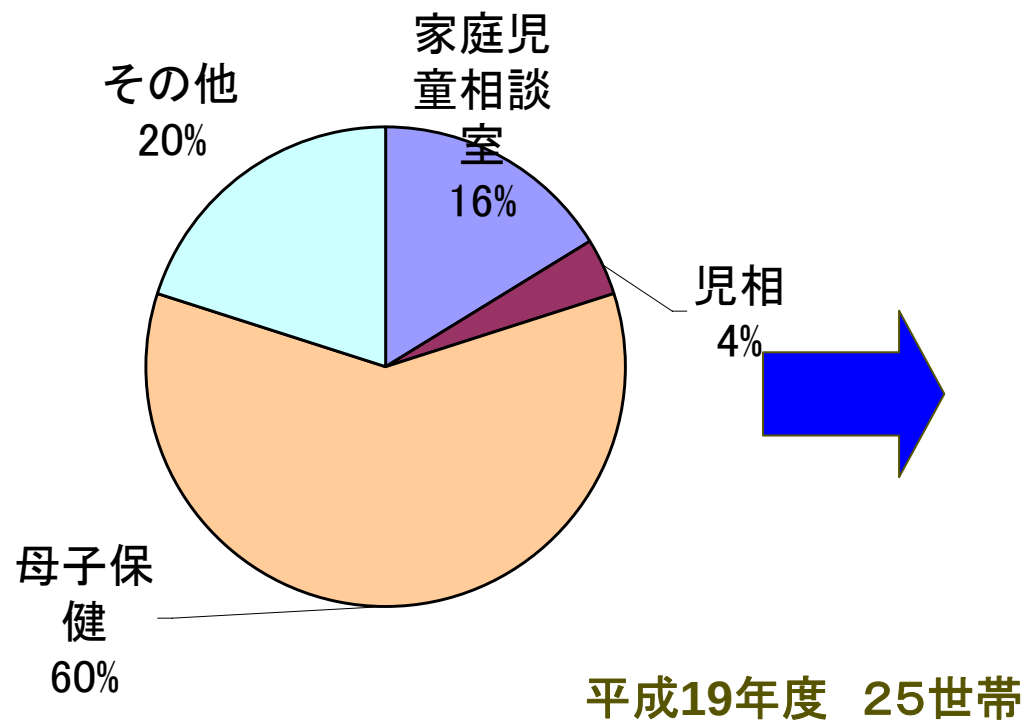


育児支援家庭訪問員★★★



平成19年度 初期情報提供者

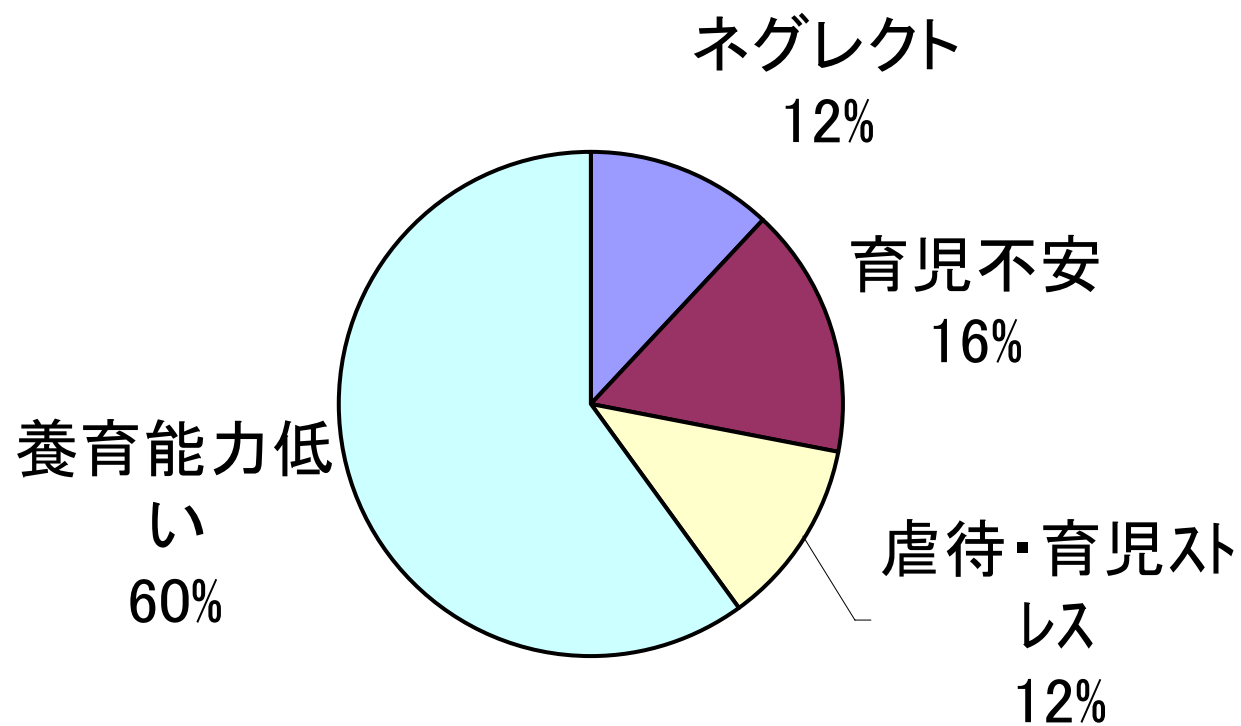
平成19年度 母子保健の支援有無



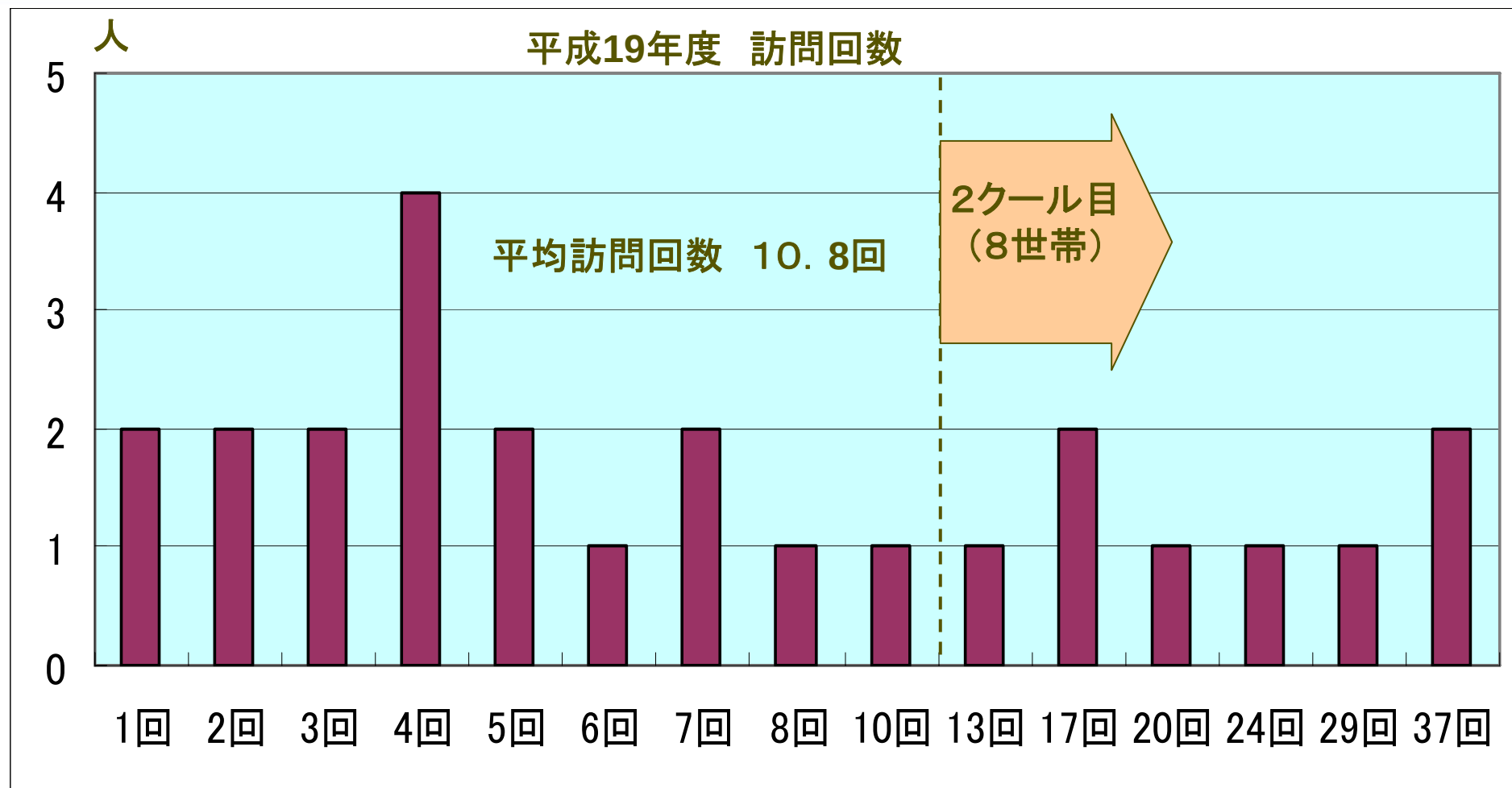
育児支援家庭訪問員★★★



平成19年度 導入した理由



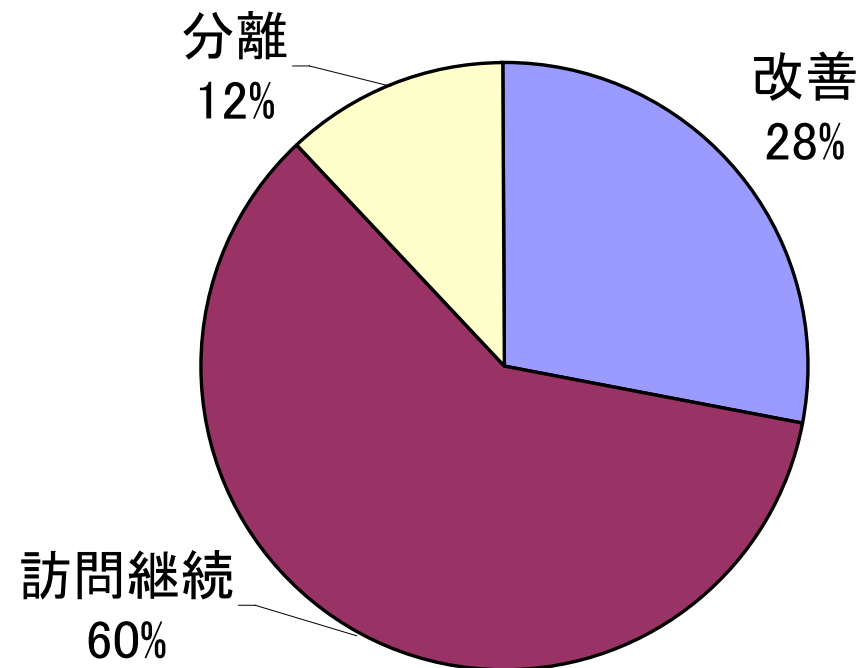
育児支援家庭訪問員★★★



育児支援家庭訪問員★★★



平成19年度 導入後(H20年1月末現在)の状況



育児支援家庭訪問員★★★

事例Ⅰ「母子保健との連携」



療育手帳Bを所持する未婚の妊婦が、家族に妊娠を相談できなかったことで中絶の時期をのがし、妊娠29週で保健センターに来所。母子保健の関わりがスタートする。当初は乳児院入所も検討されたが、母子保健保健師と家庭児童相談室職員等関係機関が支援内容を協議し、出産前から**育児支援家庭訪問員**を導入したことで信頼関係ができ、母親が育児スキルを獲得しながら、母の自己肯定感や母性を育てることができたケース

育児支援家庭訪問員★★★

事例Ⅱ「ネグレクト家庭への派遣」



訪問員導入時、児の年齢：6歳、5歳、2歳

両親ともに知的障害があり、地区担当保健師が継続的に関わっていたがなかなか効果的な介入ができなかった家庭。家庭内はゴミが散乱し、足の踏み場もなく、かび臭さ、害虫多く不衛生な環境。保健師が育児、生活指導していたが、室内の劣悪な環境は改善されず、自立支援ヘルパーの派遣契約も解除されていた。ケース会議にて**育児支援家庭訪問員**の導入をきめ、母と掃除を根気よく続け、環境改善を図ったケース

育児支援家庭訪問員★★★

事例Ⅲ「産後うつのあったケース」

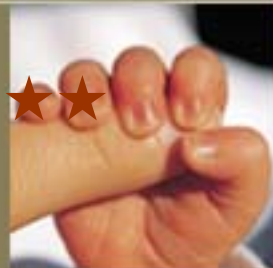


4歳、3歳、1歳の子があり、第4子を妊娠中。

妊娠中に切迫流産をきっかけに、児を養育できないと訴えがあり、第1・2子は施設入所。第3子は里親委託となる。母は精神科受診し、人格障害をベースにした自律神経失調症、うつ病があると診断される。産後うつの懸念が強く、妊娠中から**育児支援家庭訪問員**を導入したケース

育児支援家庭訪問員★★★

導入理由



○母の問題

精神疾患、産後うつ、知的障害、育児不安の強さ
母自身が不適切な環境で育ち常識的知識の欠如
結核で入院、覚せい剤中毒後遺症、体調不良
上の子への虐待があった、児を叩く

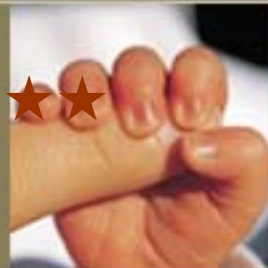
上の子が、離乳食食べさせているとき気道閉塞。低酸素
脳症になり、後遺症残したことを思い出しパニックになる

○児の問題

未熟児で障害が残る可能性大、硬膜下血腫等後遺症
による発達の遅れ、発達障害の疑い

育児支援家庭訪問員★★★

導入理由



○家庭の問題

育児の支援者がいない、支援者がいない時間帯が不安
実家とは絶縁状態で2回めの離婚

夫からのDVがある

経済観念に乏しく借金がある、生活保護申請中

夫の浮気、別に子があり、家族構成が複雑で孱弱
上の子を施設へ入れている

掃除、片付けができないためゴミ屋敷になっている

育児支援家庭訪問員★★★

主な支援内容



- 妊娠中に出産準備を手伝う、妊娠中の母の体調管理
- 児の発育発達状況の確認
- おむつ交換、沐浴指導
- 離乳食指導
- 子育て情報の提供
- 母の思いの傾聴、心理的サポート
- 児への接し方、発達に応じた遊びの指導
- 保育園の道のりを同行する
- 室内環境の整備、掃除を一緒に行う
- 服薬管理、DOTS
- 祖母の健康状態の確認

育児支援家庭訪問員の 資格要件

- ①心身ともに健全である
- ②次のいずれかの資格
 - ・保健師
 - ・助産師
 - ・看護師
 - ・社会福祉士
 - ・保育士
 - ・幼稚園教諭
 - ・児童指導員
- ③市が実施する養成講座を受講する

育児支援家庭訪問員★★★ 実施期間を終えての効果



- ・見守りや定期的な監視が必要な家庭のモニタリング機能を果たしていた
- ・沐浴や離乳食など育児スキルを獲得してもらえた
- ・養育環境が一時的にでも改善された
- ・母の育児不安やストレスが軽減された
- ・母が休息でき、心身の状態が良好になったことで育児に前向きになれた
- ・母に育児の自信とともに自己肯定感も高くなった
- ・母の就労意欲が引き出され児を保育園へつなげられた

育児支援家庭訪問員★★★ 課題



- 増える需要に対応できる訪問員の養成と確保
- 導入の判断にケース会議を行うことを必須とし、訪問員と他の支援機関の役割を明確にしておくこと
- 訪問員導入の目的を明確にし、派遣期間の見通しを立てること
- 訪問員を必要とする家庭の問題が複雑化しており、支援の限界を感じる訪問員もいる。訪問員をバックアップする体制づくりが課題
- 訪問員導入後の評価方法を見直し、訪問員の終結に至る判断基準を構築すること

エンゼルヘルパー 派遣事業 ☆☆



◇妊娠中から児が満1歳までの期間に、家事や育児を援助するヘルパーを申請できる制度

◇1日1回 最大3時間まで 計50時間

多胎児、未熟児、切迫流産・早産で入院した場合は、
計80時間まで利用可能

◇1時間当たり1,000円の公費負担

登録事業者によって、単価の違いがある。

子育て支援短期利用事業 ★★



- ◇緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に、児童福祉施設等において一定期間、養育・保護を行うもの
- ◇児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、契約した病院、産婦人科医院
- ◇養育・保護期間は7日以内、必要最小限の範囲内で延長できる
- ◇申請に基づき、状況調査を行い決定
- ◇保護者の負担は生保、非課税世帯、その他の世帯で異なる

こんにちは赤ちゃん事業☆☆



- ◇平成20年度から母子保健担当で開始
- ◇これまでの新生児訪問（第1子訪問：助産師会委託、ハイリスク訪問：保健師実施）に赤ちゃん訪問員による訪問をプラスして実施
- ◇赤ちゃん訪問員は、育児経験があり心身ともに健全な女性で、養成講座を終了し、母子保健と児童福祉に識見と熱意のある者
- ◇訪問内容は、児と保護者の状況確認、子育てに関する情報提供、専門知識を要しない育児相談

子育ての会 ★★



- ◇1歳6か月児健診等で、養育に対する不安やストレスを訴える母親に、保健師が家庭訪問し、参加を勧める
- ◇各区の保健センターで保健師、心理相談員、保育士で実施
- ◇グループでの話し合いが中心
- ◇グループワークの時は、託児を行い母親が十分に語れるよう配慮
- ◇各会場の参加者は10～20組

10代の母親のための 子育て教室 ★☆



- ◇10代で母子健康手帳を交付された妊婦に案内
- ◇妊娠中～児が就園前頃まで母子で参加
 - H20年度の参加状況は、20組前後
- ◇毎月1回、中央保健福祉センターで保健師・保育士が
開催
- ◇身体測定、プチ講座(テーマを決め指導)、グループワ
ーク、親子のスキンシップ、季節の行事等
- ◇同じ世代の母親同士のつながりや保健師との関係を築
き、地域での孤立化を防いでいる

10代の母親子育て教室参加者の特徴

■生育歴の問題

■インフォーマルなサポートの調整が困難

■母親の両親が離婚していたり不安定な家族関係

■経済的困難

■閉じこもりがちな生活

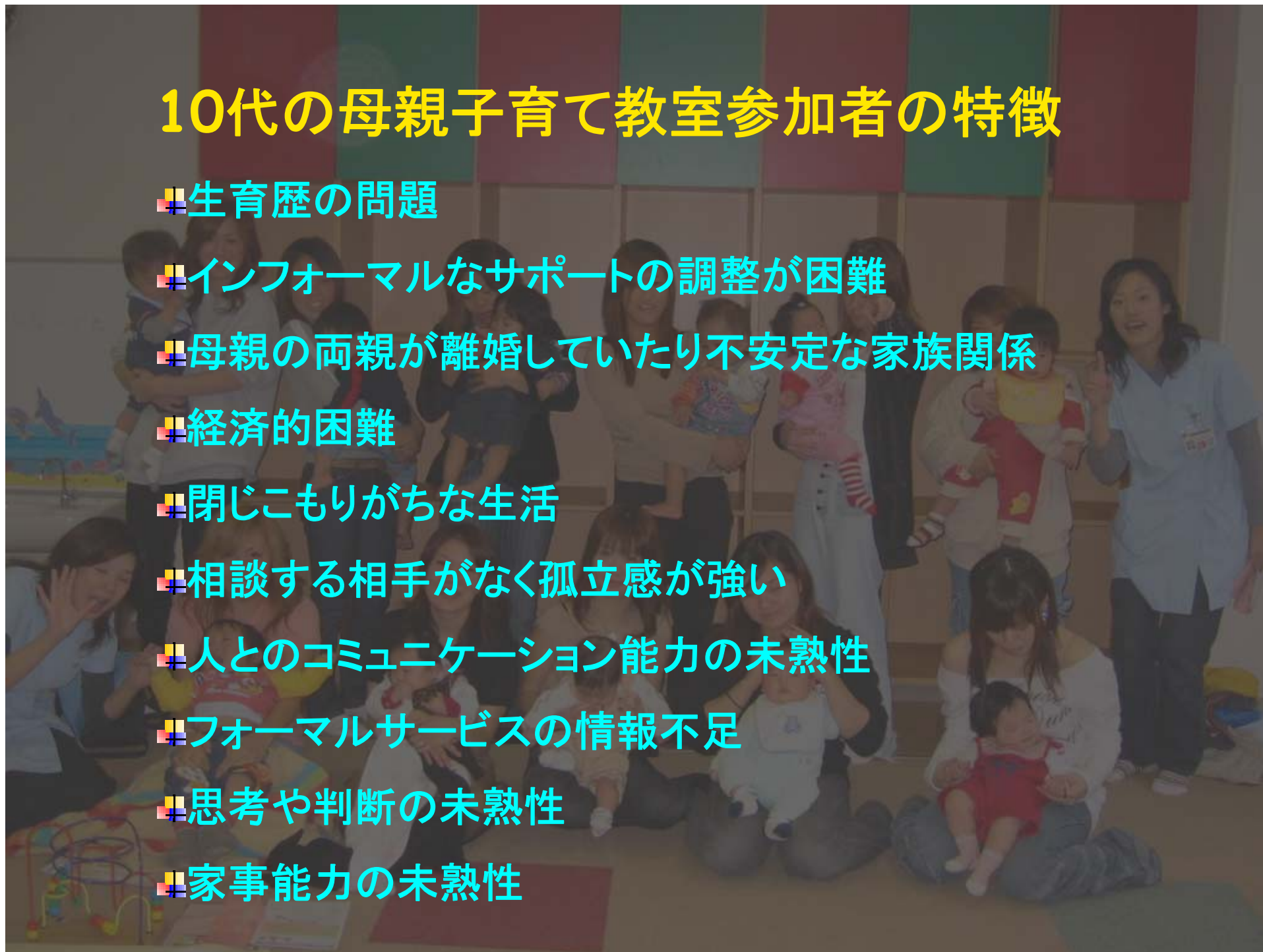
■相談する相手がなく孤立感が強い

■人とのコミュニケーション能力の未熟性

■フォーマルサービスの情報不足

■思考や判断の未熟性

■家事能力の未熟性



今後にむけて



1. 予防につながる事業のさらなる強化
 - ・育児支援家庭訪問員の活用について児童相談所職員や母子保健職員が認識され始めているが、連携できる対象としての理解をさらに深めること
 - ・母子保健の機能強化と児童福祉部署との連携強化
2. 要保護児童対策地域協議会代表者会議の開催について、各区での開催を検討する
3. 「家庭児童相談室」を内外に存在をアピールすること。危機管理体制の強化として相談グループに教育相談員も含め機能強化する

